#### 障害者の地域生活の推進に関する検討会 ヒアリング

日本精神科病院協会 江原良貴

#### 1) グループホーム対象の状態像

現在行われている、障害者総合支援法医師意見書では精神障害の機能評価を行う際、精神症状・能力障害二軸評価と生活障害評価で評価している。

この二軸評価を用いて我々は平成 18 年度に〜精神一般病棟・精神療養病棟に「1年以上継続して入院」している患者調査〜を行った。(認知症患者は除く。) 18,608人の患者を二軸評価したものである。

図から見てわかるように 60%の人が 5 群 (活発な精神症状を認め、人格水準の低下が著しく常時厳重な注意や見守りを要する。日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、常時援助を要する。)

しかしながら図Q13-3 が示すように「現在の状態でも、受入条件が整えば退院可能」の二軸評価を見てみると 1、2、3 群に属する人が 720 人中 564 人 (78.3%) に達しこれらの人が自宅やグループホームの対象になるのではないかと考える。

#### 二軸評価で見てみると、

精神症状評価3:精神症状、人格水準の低下、認知などにより意思の伝達や現実検討にいくらかの欠陥がみられるが、概ね安定しつつあるか、または固定化されている。 逸脱行動は認められない。または軽度から中等度の残遺症状がある。対人関係で困難を感じることがある。

能力症状評価3:精神症状を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。

平成 18 年に行った「精神科病院退院後の精神障害者に対する医療サービスと障害者自立支援サービスの効果に関する調査報告書」で見ても実際に自宅・グループホームで生活している 73.4%の人がこの群に属していた。

#### 2) 重度訪問介護対象の状態像

1) で示した状態像より精神症状評価が少し重い状態か能力障害評価が重い人。 つまり

精神症状評価4:精神症状、人格水準の低下、認知などにより意思の伝達か判断に欠陥がある。行動は幻覚や妄想に相当影響されているが逸脱行動は認められない。あるいは中等度から重度の残遺症状(欠陥状態、無関心、無為、自閉)、慢性の幻覚妄想などの精神症状が遷延している。または中等度のうつ状態、そう状態

能力障害評価4:精神症状を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、常時援助を要する。

この状態像に属する群が重度訪問介護対象の状態像だと考える。

・大切なことは、精神症状は断薬や、ちょっとした環境の変化で症状が変わるところにある。つまり 1, 2, 3 群でグループホームにて生活していた人が何かのきっかけで症状悪化することはしばしばみられる。そのような場合に再入院するのでなく、リスパイト医療やアウトリーチ医療などで対応し、重度訪問介護が加わってくれたら再入院阻止の可能性は随分大きくなる。医療と福祉の両輪がうまくかみ合って初めてうまくいくと考えている。また、長期的な重度訪問介護もあるが、短期集中的(1.2 週間)の重度訪問介護も必要でないかと考える。

#### 地域相談支援について

現在、地域移行支援はグループホームに移行する人でも可能であるが、地域定着支援はグループホームの入居者は対象外となっている。グループホームからアパートや自宅に移る人もいると考えられる。その場合、グループホームの職員によって相談支援が行われると思うが、今回の統一で外部サービス利用規則の見直しが行われた。入院中から色々と係わってくれたなじみの相談支援専門員がグループホームに入所した後も係わってくれるのは大切だと考える。相談専門員も外部のサービスを利用するのも可能にしてもらいたい。

## 精神症状×能力障害(全体)

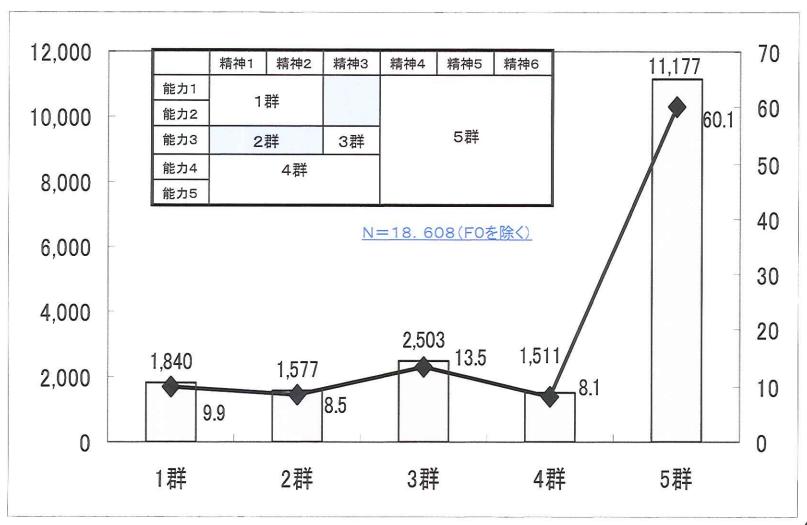
	精神症状 1	精神症状 2	精神症状 3	精神症状 4	精神症状 5	精神症状 6
能力障害 1	(a)	98				
能力障害 2		32.1%	126	(d)	74	
能力障害3	(b)		41.3%		24. 3%	
能力障害 4	(c)	7				
能力障害 5		2.3%				Se mod

▶ Q13-3(入院の状況/受入れ条件が整えば退院) × Q27-1(現在の状態でも、居住先・支援が整えば退院可能) ・・・5.2% の患者分析

# <u>〇「現在の状態でも、受入条件が整えば退院可能」患者の</u> <u>2軸評価</u>

	精神症状1	精神症状2	精神症状3	精神症状4	精神症状5	精神症状6
能力障害1	207/4	2. 6%)				
能力障害2	307(4	2. 6%)				
能力障害3	119(1	6. 5%)	138(19.2%)		135(18. 8%)	
能力障害4		01(0,000)				
能力障害5		21(2.9%)				
	「精神	<b>‡</b> 4~5 <b>」</b> :135 <b>人</b>	(18.8%)	99(13.8%)	32(4.4%)	4(0.6%)

## <u> の精神一般・精神療養病棟に</u> <u>「1年以上継続して入院している」患者の2軸評価(群別)</u>



別紙2

## 1. 精神症状・能力障害二軸評価

#### (1)精神症状評価

現在の精神症状について、次のうちあてはまるものを1つ選択し、○をつけてください。\_\_

回答欄		
	1.	症状がまったくないか、あるいはいくつかの軽い症状が認められるが日常の生活の中ではほとんど 目立たない程度である。
	2.	精神症状は認められるが、安定化している。意思の伝達や現実検討も可能であり、院内の保護的環 境ではリハビリ活動等に参加し、身辺も自立している。通常の対人関係は保っている。
	3.	精神症状、人格水準の低下、痴呆などにより意思の伝達や現実検討にいくらかの欠陥がみられるが、概ね安定しつつあるか、または固定化されている。逸脱行動は認められない。または軽度から中等度の残遺症状がある。対人関係で困難を感じることがある。
	4.	精神症状、人格水準の低下、痴呆などにより意思の伝達か判断に欠陥がある。行動は幻覚や妄想に 相当影響されているが逸脱行動は認められない。あるいは中等度から重度の残遺症状(欠陥状態、 無関心、無為、自閉など)、慢性の幻覚妄想などの精神症状が遷延している。または中等度のうつ 状態、そう状態を含む。
	5.	精神症状、人格水準の低下、痴呆などにより意思の伝達に粗大な欠陥(ひどい滅裂や無言症)がある。時に逸脱行動が見られることがある。または最低限の身辺の清潔維持が時に不可能であり、常に注意や見守りを必要とする。または重度のうつ状態、そう状態を含む。
	6.	活発な精神症状、人格水準の著しい低下、重度の痴呆などにより著しい逸脱行動(自殺企図、暴力 行為など)が認められ、または最低限の身辺の清潔維持が持続的に不可能であり、常時厳重な注意 や見守りを要する。または重大な自傷他害行為が予測され、厳重かつ持続的な注意を要する。しば しば隔離なども必要となる。

#### (2)能力障害評価

現在の日常生活能力の程度について、次のうちあてはまるものを1つ選択し、〇をつけてください。 (詳細は別紙「能力障害」評価表を参照してください)

回答欄		
	1.	精神障害を認めるが、日常生活および社会生活は普通にできる。
		精神障害を認め、日常生活または社会生活に一定の制限を受ける。
	3.	精神障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
	4.	精神障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、常時援助を要する。
	5.	精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

#### 2. 生活障害評価

現在の生活障害について、該当する項目を1つ選択し、〇をつけてください。

No.	項目	回答欄	内容
			1) 適当量の食事を適時にとることができる。(外食、自炊、家族・施設からの提供を問わない)
			2) 時に施設からの提供を必要とする場合があるが、1)がだいたい自主的にできる。
1	食事		3) 時に助言や援助がなければ、偏食したり、過食になったり、不規則になったりする。
ľ	20.7		いつも同じものばかりを食べたり、食事内容が極端に貧しかったり、いつも過食になったり、 4) 不規則になったりする。強い助言や援助を必要とする。
	; [		常に食事へ目を配っておかないと不食に陥ったり、偏食、過食など問題の食行動があり、健康 5) を害す。
			1) 一定の時刻に自分で起きることができ、自分で時間の過ごし方を考えて行動できる。 (※一般的には午前 9 時には起きていることが望まれる)
			。 時に寝過ごすことがあるが、だいたい自分なりの生活リズムが確立している。夜間の睡眠も 1 2) 時間以内のばらつき程度である。生活リズムが週1度以内の崩れがあってもすぐに元に戻る。
2	生活リズム		3) 時に助言がなければ、寝過ごすが、週に1度を越えて生活リズムを乱すことがあっても元に戻る。夜間の睡眠は1~2時間程度のばらつきがある。
			起床が遅く、生活のリズムが週1回を越えて不規則に傾きがちですぐには元に戻らない。強い 4) 助言や援助を必要とする。
	!		5) 臥床がちで、昼夜逆転したりする。

!	項目	回答欄	内容
	!	「 1回くらい!	、ひげ剃り、入浴、着替え等を自主的に問題なく行っている。必要に応じて(週に t)、自主的に掃除やかたづけができる。TPOに合った服装ができる。
	!	2) 洗面、整髪 室の清掃や	、ひげ剃り、入浴、着替え等をある程度自主的に行っている。回数は少ないが、自 かたづけをだいたい自主的におこなえる。
3	保清		保つためには、週1回程度の助言や援助が必要である。自室の清掃やかたづけにつ 回程度助言がなければ、ごみがたまり、部屋が乱雑になる。
	!	4) 個人衛生を ず、いつも	保つために、強い援助や助言を必要とする。自室の清掃やかたづけを自主的にはせ ごみがたまり、部屋が乱雑になり、強い助言や援助を必要とする。
:			をしても、個人衛生を保つことができず、自室の清掃やかたづけを、助言や援助を いか、できない。
		1) 1ヵ月程度	のやりくりが自分で出来る。また、大切な物を管理できる。
:		2) 時に月の収 を失くして	入を超える出費をしてしまい、必要な出費(食事等)を控えたりする。時折大切な物 しまう。
4	金銭管理		のやりくりはだいたいできるが、時に助言を必要とする。また大切な物をなくした 時として助言が必要になる。
		4) 3~4日に一 助を必要と	度手渡して相談する必要がある。大切な物の管理が一人では難しく、強い助言や援 する。
		5) 持っている	お金をすぐに使ってしまう。大切な物の管理が自分では出来ない。
		1) 薬の必要性	を理解しており、適切に自分で管理している。
	:		:は理解しているいないにかかわらず、時に飲み忘れることもあるが、助言が必要な :い。(週に1回以下)
5   1	服薬管理	3) 薬の必要性	は理解しておらず、時に飲み忘れるので助言を必要とする。(週に2回以上)
		4) 飲み忘れや 助(場合に	、飲み方を間違えたり、拒薬、大量服薬をすることがしばしばある。強い助言や援 よりデポ剤使用)、さらに、薬物血中濃度モニター管理を必要とする。
		5) 中心となる	をしても服薬しないか、できないため、ケア態勢の中で与薬を行ったり、デポ剤が 。さらに、薬物血中濃度モニターは不可欠である。
		。、 復帰施設、	当番などの最低限の近所づきあいが自主的に問題なくできる。近所、仕事場、社会病棟等で、他者と大きなトラブルをおこさずに行動をすることができる。必要に応対しても自分から話せる。同世代の友人を自分からつくり、継続してつきあうこと
		2) 1)が、た	いたい自主的にできる。
6	対人関係	こ、たり、挨拶	きるが、時に助言がなければ孤立的になりがちで、他人の行動に合わせられなかっ 5や事務的なことでも、自分から話せない。また助言がなければ、同世代の友人を自 り、継続してつきあうことができず、周囲への配慮を欠いた行動をとることがあ
		4、1)で述へ	たことがほとんどできず、近所や集団から孤立しがちとなる。 3)がたびたびあ 言や介入などの援助を必要とする。
-		5) 助言・介 <i>7</i> 者との協調	、誘導してもできないか、あるいはしようとせず、隣近所・集団とのつきあい・他 N性・自発性・友人等とのつきあいが全くなく孤立している。
İ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		5や強い不安を与えたり、小さくても犯罪行為を行なったり、どこへ行くかわからな f動が見られない。
*	社会的適応	2) この1カ月に	、1)のような行動は見られなかったが、それ以前にはあった。
	を妨げる 行動	3) この1ヵ月に	、そのような行動が何回かあった。
	11341	4) この1週間	に、そのような行動が数回あった。
		5) そのような	<b>に行動が毎日のように頻回にある。</b>

## 医師意見書

#### 記入日 平成 年 月 日

							<del>,</del>				
	(ふりが	(な)	·			男	Ŧ				-
申請者						女					-
	明・大・		年 月		( 歳)	4	連系	<b>5</b> 先	(	)	
上記の申請者											
主治医として 医師氏名	本意見書だ	バサービス 	利用計画作	成に利用さ	されること	とに	口同意	する。		意しない。	
医療機関名				-		_	電話	<i>5</i> (	)		
医療機関所在	地						FAX	(.	_)		· 
(1) 最終診	<del></del>	平成	年	月			目				
(2)意見書作	作成回数	口初回	□2回目↓	以上				_ :	-		
(3)他科受詞	多の有無			斗 □精神科 斗 □耳鼻咽						□皮膚科 □泌 D他(	
1. 傷病に関	目する意	見									
(1)診断名			となってい	る傷病名に	こついては	<u>‡1.  </u>	こ記入)	及び発症	定年月!	3	<del></del>
1.			务	<b>症年月日</b>	(昭和	口・平月	龙	年	月	日頃 )	
2.	•		<del></del>	症年月日	. ,	口・平月	• •	年	月	日頃)	
3.			発	<b>症年月日</b>	(昭和	ロ・平原	戓	年	月	日頃 )	
1		院歴を記入						-			
1. 昭和		年 月			(傷病名:					)	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・平成		<u>~ 年</u>	月	(傷病名:			<u> </u>		) .	
(2)症状とし (「不安定」					□安	定 [	]不安定	口不	<u>明</u>		
(「不安定」	こした物で	1、天件印	4.4人/元代氏					-			
(3) 障害の値	接の原因	となってし	いる傷病の	経過及び投	薬内容を	含む治	療内容		<del></del>		
(精神疾患	まについてに	ま、病状の2	下安定に関	する所見も記	2載)						
			. •	-	-					-	
						-					-
	-										
						•					
	-										
							ŕ				
	療(現在		こ、あるい	は頻回に受	けている	医療)					
処置内容	□点滴σ			静脈栄養		□透析				□置 □酸素猪	法
	□レスと	プレーター	□気管	切開の処置	<u> </u>	□疼痛	の看護	□経管第	後後(胃	胃ろう)	
<u>特別な対応</u>				日,□□□							
<u> </u>											
3. 心身の状					pa gent /		- ,47				
(1)行動上の四		(該当す	る項目全	てチェック)	)						
□有 □射 (有の場合)		<b>表</b> 治転	口星云	门星行	↑ □介護	€~ Oti	<b></b>	1선단/in	-	-	
	口火	の不始末		為口異食			•	]徘徊 ]その他	(	)	
(2)精神・神	-	有無									
,	を状名 コンロギ	-) <del> </del>	7.循明路产	LJ (23- <del>21</del>	(7)		_	上 田 小三	4.		-6
(有の場合)								失見当譜 遂行機制		□失認 □失 □社会的行動	
		の他(	_ #C162144 Q	(\sigma_2\forall 1/2)	-\21\	비교교	+ n L l	₹2.11次用	可學官	ニニアンション11部	01年古
• 専門医受	-		<b>'</b> )	□無							
	*										

(3)	)身体の状態										<del></del>	-	
	)身体の状態 利き腕 (□右 □左	:) 身長=	C	·m 体重=	= k	g(過去	6ヶ月の	)体重の	)変化	□増加	□ 網	持口	減少
	□四肢欠損	(部位:						/ 3 t =	· >	<b></b>	'r		
	□麻痺												
	□ 左上肢 (程度												
	□右上肢(程度	•						坐 □ □		<u>Í</u> )			
	□ その他							~ा संस	一般	— 44	<b>一毛</b> )		
	□筋力の低下	(荆州)			<del></del>			柱及	: U#L	나	□里/		
	□ 関節の拘縮 □ 肩関節 □右	- /钽度・	山松	口由	一番)	ロキ	(毎度	一軽	中中	□雷)			
-	□ 房関節 □石	-					-						
	□ 財関節 □右							,				•	÷
	□ 財関即 □右												
	□その他(部位:		مدر المسا	ъ,	) 		اعس	. 🗀 ;	٠ <sub>,</sub> ,	<u></u> .			
	□関節の痛み				'. 	-		程度	· □軽	口中	□重)		
	□  A  AC - , , ,	Ver =				•		· Ima-	• — .				
	□失調・不随意運動	・上肢	口右	(程度	€:□軽	口中	□重)						
-		・体幹	□右	(程度	隻:□軽	口中	□重)		口左	(程度	₹:□軽	□中	
		・下肢							口左	(程度	€:□軽		
		(部位・				-							
	□褥瘡	(HP 122 -				-		10	- Fine	Elm	□ *** •		
(1)	<ul><li>□その他の皮膚疾患</li><li>サービス利用に関す</li><li>)現在、発生の可能</li><li>□尿失禁</li><li>□心肺機能の低下</li><li>□ 対処方針 (</li></ul>	・ (部位:_ る意見 性が高い病! □転倒・骨! □痛み	態とそ	の対処 □徘徊 □脱水	<b>方針</b> □被□	辱瘡 その他	□嚥下性 (	生肺炎		湯閉塞 )	□易	感染性 )	
(1)	□その他の皮膚疾患サービス利用に関す )現在、発生の可能 □尿失禁 [ □心肺機能の低下 [ → 対処方針 ( ) 介護サービス (ホー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul><li>(部位:</li><li>る意見</li><li>性が高い病・骨を</li><li>一届み</li><li>一ムへルプし</li><li>一特になし</li><li>一特になし</li></ul>	態とそこしている。	の対処 □徘徊 □脱水	<b>方針</b> □被□	辱瘡 その他	□嚥下性 (	生肺炎	□腸	湯閉塞 )	□易	感染性	
(1)	□その他の皮膚疾患 サービス利用に関す )現在、発生の可能 □ □ □ □ □ 対処方針 ( ○ ↑ ↑ ででででででででででででででででででででででででででででででででで	<ul><li>(部位:</li><li>る意見</li><li>性が高い病・骨・</li><li>一本の場合</li><li>一本のになると</li><li>一体にななし</li><li>一時になると</li><li>一時になると</li></ul>	態折サンシン	の対処 つ徘徊 スああああ あありり りりりり	方針 □ ~ の利用時 ( ( (	辱瘡 その他 に関す	□嚥下性 (	生肺炎	□腸	湯閉塞 )	□易	感染性	
(2)	□その他の皮膚疾患サービス利用に関す )現在、発生の可能 □尿失禁 [ □心肺機能の低下 [ → 対処方針 ( ) 介護サービス (ホー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul><li>(部位:</li><li>る意見</li><li>性が高い病・骨・</li><li>一本の場合</li><li>一本のになると</li><li>一体にななし</li><li>一時になると</li><li>一時になると</li></ul>	態折サンシン	の 対 が が が が の が が の が の が の が の あ あ あ あ あ の の の の の の の の の の の の の	方針 □ ~ の利用時 ( ( (	原瘡との他に関す	□嚥下性 (	生肺炎	□腸	湯閉塞 )	□易	感染性	<u> </u>
(2)	□その他の皮膚疾患 サービス利用に関す )現在、発生の可能 □尿失禁 [ □小・対処方針 (ホー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(部位:	態折サンシン	の 対 が が が が の が が の が の が の が の あ あ あ あ あ の の の の の の の の の の の の の	方針 □ ₹ の利用時 ((( て下さい	原瘡との他に関す	□嚥下性 ( る医学的	生肺炎	□腸	湯閉塞 )	□易	感染性	
(2) (3)	□その他の皮膚疾患サービス利用に関す ・現在、発生の可能 □ 現底失禁 (本・ ・ 一 の他を ・ 一 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	・ (部位: る意見 性が倒み 一ム特特にににににいる。 の場合はしている。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	態折サンシン体的に)	の 対 が が が が の が の が の が の が の が の の の の の の の の の の の の の	方針 □ マ の利用時 ((( 下無	辱瘡 その他 に関す	□嚥下性 ( る医学的 不明	生肺炎	□腸	意事項	□易· ) ) ) )	)	
(1) (2) (3)	□その他の皮膚疾患 サービス利用に関す )現在、発生の可能 □ □ 現失 機能の所 □ □ → 護圧下にになった。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(部位:	態折 サノノノ 体 用計	の が の が の が の が の が の が の が の が の が の の の の の の の の の の の の の	方針 □ で 利 の ( ( ( 下無 必要な と 必要な と	辱瘡 その他 に関す	□嚥下性 ( る医学的 不明	生肺炎 ははいか	□腸 <b>いらの</b> 留	湯閉塞 ) 意事項	ロ易。 ) ) ) ) )	、専門[	
(2)	□その他の皮膚疾患 サービス利用に関す )現在、発生の可能 □ □ 現失 機能の方法 (本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(部位:	態折 サノノノ 体 用計	の が の が の が の が の が の が の が の が の が の の の の の の の の の の の の の	方針 □ で 利 の ( ( ( 下無 必要な と 必要な と	辱瘡 その他 に関す	□嚥下性 ( る医学的 不明	生肺炎 ははいか	□腸 <b>いらの</b> 留	湯閉塞 ) 意事項	ロ易。 ) ) ) ) )	、専門[	
(2)	□その他の皮膚疾患 サービス利用に関す )現在、発生の可能 □ □ 現失 機能の所 □ □ → 護圧下にになった。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(部位:	態折 サノノノ 体 用計	の が の が の が の が の が の が の が の が の が の の の の の の の の の の の の の	方針 □ で 利 の ( ( ( 下無 必要な と 必要な と	辱瘡 その他 に関す	□嚥下性 ( る医学的 不明	生肺炎 ははいか	□腸 <b>いらの</b> 留	湯閉塞 ) 意事項	ロ易。 ) ) ) ) )	、専門[	
(2)	□その他の皮膚疾患 サービス利用に関す )現在、発生の可能 □ □ 現失 機能の方法 (本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(部位:	態折 サノノノ 体 用計	の が の が の が の が の が の が の が の が の が の の の の の の の の の の の の の	方針 □ で 利 の ( ( ( 下無 必要な と 必要な と	辱瘡 その他 に関す	□嚥下性 ( る医学的 不明	生肺炎 ははいか	□腸 <b>いらの</b> 留	湯閉塞 ) 意事項	ロ易。 ) ) ) ) )	、専門[	
(2) (3) 意 意	□その他の皮膚疾患 サービス利用に関す )現在、発生の可能 □ □ 現失 機能の方法 (本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(部位:	態折 サノノノ 体 用計	の が の が の が の が の が の が の が の が の が の の の の の の の の の の の の の	方針 □ で 利 の ( ( ( 下無 必要な と 必要な と	辱瘡 その他 に関す	□嚥下性 ( る医学的 不明	生肺炎 ははいか	□腸 <b>いらの</b> 留	湯閉塞 ) 意事項	ロ易。 ) ) ) ) )	、専門[	
(2) (3) 意 意	□その他の皮膚疾患 サービス利用に関す )現在、発生の可能 □ □ 現失 機能の方法 (本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(部位:	態折 サノノノ 体 用計	の が の が の が の が の が の が の が の が の が の の の の の の の の の の の の の	方針 □ で 利 の ( ( ( 下無 必要な と 必要な と	辱瘡 その他 に関す	□嚥下性 ( る医学的 不明	生肺炎 ははいか	□腸 <b>いらの</b> 留	湯閉塞 ) 意事項	ロ易。 ) ) ) ) )	、専門[	
(2) (3) 意 意	□その他の皮膚疾患 サービス利用に関す )現在、発生の可能 □ □ 現失 機能の方法 (本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(部位:	態折 サノノノ 体 用計	の が の が の が の が の が の が の が の が の が の の の の の の の の の の の の の	方針 □ で 利 の ( ( ( 下無 必要な と 必要な と	辱瘡 その他 に関す	□嚥下性 ( る医学的 不明	生肺炎 ははいか	□腸 <b>いらの</b> 留	湯閉塞 ) 意事項	ロ易。 ) ) ) ) )	、専門[	
(2) (3) 意 意	□その他の皮膚疾患 サービス利用に関す )現在、発生の可能 □ □ 現失 機能の方法 (本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(部位:	態折 サノノノ 体 用計	の が の が の が の が の が の が の が の が の が の の の の の の の の の の の の の	方針 □ で 利 の ( ( ( 下無 必要な と 必要な と	辱瘡 その他 に関す	□嚥下性 ( る医学的 不明	生肺炎 ははいか	□腸 <b>いらの</b> 留	湯閉塞 ) 意事項	ロ易。 ) ) ) ) )	、専門[	

8

# 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)

#### <u>1. 対象者</u>

#### (地域移行支援)

- 法 〇 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者
  - ※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。

精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者。

- → 長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象。 1年未満の入院者は、特に支援が必要な者(措置入院や医療保護入院から退院する者で住居の確保などの支援を必要とするものや地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者など)を対象。
  - ※ 地域移行支援の支給決定主体は、障害者支援施設等に入所する者と同様に、精神科病院を含め居住地特例を適用。 (入院・ 入所前の居住地の市町村が支給決定)

#### (地域定着支援)

- 以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。
  - ・ 居宅において単身で生活する障害者
  - ・ 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
  - → 具体的な対象者のイメージは、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等
  - → グループホーム・ケアホーム、宿泊型自立訓練の入居者については、対象外。
- ※ 地域相談支援の給付決定に当たっては、障害程度区分認定調査に係る項目を調査(障害程度区分の認定は不要) ただし、従前の国庫補助事業支援対象者については調査を実施しないことも可。(更新時は調査が必須)

#### 2. サービス内容

#### (地域移行支援)

- (法) 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与。
  - → 「その他厚生労働省令で定める便宜」は、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等。

#### (地域定着支援)

- <sup>(法</sup>) 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与。
  - → 「常時の連絡体制」については、携帯電話による体制によることも可。また、緊急の事態に対して速やかに駆けつけられる体制を確保 することが前提。
  - → 「その他の便宜」については、障害福祉サービス事業所等との連絡調整等の緊急時の各種支援を想定。